

不法投棄監視サポーター通信



(VOL.14)

令和5年3月20日発行 いわき市生活環境部廃棄物対策課 〒970-8686いわき市平字梅本21 ☎0246-22-7439

本市では、後を絶たない廃棄物の不法投棄の撲滅に向け、産業廃棄物適正処理監視指導員(警察OB)や不法投棄監視員(63名)の設置等を行っていますが、これらに加え、「**不法投棄監視サポーター**」制度により、市民の皆様のボランティアによる監視活動に取り組み、不法投棄の未然防止と早期発見に努めているところです。

現在、1,030人余の方々が、「不法投棄監視サポーター」として登録・活動していますが、本通信は、その活動内容等について情報発信するものです。

サポーター登録者数：1,039名（令和5年1月末現在）

地区別サポーター数

地区	平	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	遠野	小川	好間	三和	田人	川前	久之浜大久	市外	合計
登録者数(人)	516	88	122	43	18	95	60	11	10	10	45	3	12	6	1,039

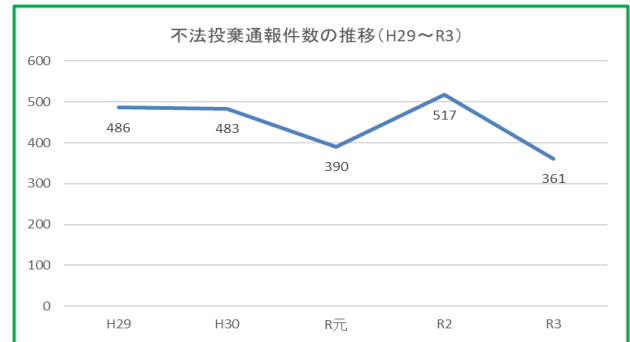
◆ 令和3年度の不法投棄の通報状況

令和3年度の市への不法投棄の通報件数は361であり、令和2年度の517件を156件下回り、過去5年間では最小となりました。

通報者別では、次のとおりとなっています。

- ・ 不法投棄監視員：126件
- ・ 不法投棄監視サポーターを含む市民：172件
- ・ その他関係団体等：63件

なお、その大半は、缶やペットボトルなどの家庭ごみの投棄に関するものとなっています。



◆ 不法投棄監視サポーターを募集中！！

活動内容・登録要件

市民の皆様が日ごろ、趣味や健康のためにやっている散歩やジョギングにあわせて、不法投棄(野外焼却を含む)の監視を行うことにより、不法投棄等の未然防止と早期発見を図ることで、生活環境の保全を一層推進していくことを目的とした、ボランティア活動です。

※不法投棄監視サポーターには、**帽子、蛍光ベストを貸与**します。

◎申請資格

- ・ 18歳以上で市内にお住まいか勤務している方
- ・ 市内で不法投棄防止のための活動を行う団体

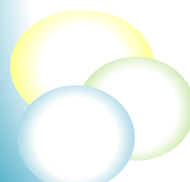


サポーターの活動内容

- ① 自宅周辺などの活動できる範囲で貸与品を身につけて散歩やジョギング、ごみ拾い等をする。
※貸与品を身につけて活動することで、不法投棄に対する啓発活動になります。
- ② 不法投棄等の発見に努め、発見した場合は、市や地域の警察署に通報していただきます。
※安全のため、犯罪行為を見かけたときは直接注意などは行わないでください。
また、投棄者につながる廃棄物を発見した場合も投棄者への指導や調査は行わないでください。

登録手続き

廃棄物対策課または各支所にある登録申請書に、必要事項をご記入のうえご提出ください。詳しくは廃棄物対策課(22-7439)までお問い合わせください。



(裏面もご覧ください。)

◆ 地域の不法投棄対策を支援します。

1 事業概要

いわき市では、市民の皆様とともに不法投棄問題の解決に向けた取り組みを進め、市内における不法投棄を未然に防止することを目的として、**不法投棄防止のための活動を行う市内の団体等に対し、当該活動に必要な資材等の交付を行う「不法投棄防止地域活動支援事業」**を実施しています。

2 交付する資材等

チェーン、ロープ、立入禁止テープ、鋼管杭、ネット、不法投棄防止啓発看板、ダミー鳥居など、活動に必要な資材を交付します。

3 申し込み方法

所定の交付申込書に必要事項を記入し、廃棄物対策課又は最寄りの支所の担当係（市民課保健衛生係又は市民福祉係等）へご提出ください。

交付申込書は、廃棄物対策課又は最寄りの支所の担当係の窓口で配付しているほか、市のホームページからダウンロードすることができます。

4 交付の決定

交付申込書に基づき、廃棄物対策課の職員が活動現場（不法投棄現場など）を確認した上で、資材の交付を決定し、その結果を申込者にお知らせします。

5 その他

資材の受け渡し方法など、事業の詳細については、廃棄物対策課までお問い合わせください。

なお、当事業は、不法投棄防止の活動を行う**団体を対象としておりますので、個人での申請はできません。**



実際の使用例（看板等）

◆ 土地所有者・管理者の皆様へ

ある日突然、自分の土地にごみが捨てられていたということはありませんか!?

そのごみは、**捨てた者が不明な場合、自分で片付けなくてはなりません。**

自分の土地を守るのは自分自身です。不法投棄を予防するためには、

- ① こまめに草刈りをし、見通しの良いきれいな状態にしておく。
- ② 柵やロープを設置し、出入り口には鍵を掛ける。
- ③ 定期的に見回りをし、監視の目を光らせる。

不法投棄 しない させない ゆるさない

不法投棄は犯罪です

◎不法投棄とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条に、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されています。

廃棄物を捨てるにあたり、定められたルールを守らずに投棄することを『不法投棄』といいます。

事業活動に伴って排出される『産業廃棄物』はもちろんのこと、日々の生活から出る『一般廃棄物』であっても、廃棄物をみだりに捨てることは、法律により禁止されています。

◎不法投棄に対する厳しい罰則

これに違反して廃棄物を捨てた場合、

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又は併科されます。

※ 廃棄物の不法投棄に関わった法人は、3億円以下の罰金に処せられます。